

政務活動調査報告書

調査日	平成 30 年 5 月 17 日（木）
視察場所	神奈川県 横須賀市
調査項目	終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」について
視察者名	井手瀬絹子・畑尻宣長・野島さつき
市の概要	面積：100.83 km ² 人口：406,586 人 人口密度：4,063.62 人/km ² 世帯：187,852 世帯 経常収支比率：96.1% 実質公債費比率：6.5%

<エンディングプランサポート事業の概要>

1、目的

平成 27 年 7 月 1 日より開始した「エンディングプランサポート事業」は、ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがない高齢の市民の葬儀・納骨・死亡届出人・リビングウィルという終活課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送ってもらうことを目的としている。

2、事業開始日

平成 27 年 7 月 1 日

3、背景

横須賀市の高齢化率は約 30%、県内最高の高齢化率となっている。市内には 1 万人を超えるひとり暮らしの高齢者がおり、増加傾向にある。身元がわかっていながら引き取り手のない遺体は年間 50 体に上っている。こうした状況を受けて、市内の民生委員や町内会からは、一人暮らしの高齢者の終活課題について、あらかじめ相談に応じてほしいという意見が寄せられていた。一方、これまで市には、終活課題についての相談窓口が存在していなかったこともあり、エンディングプラン・サポート事業を実施するに至っている。

4、対象者

- ・ひとり暮らしで身寄りがない
- ・所得の制限（月収：原則 18 万円まで）
- ・資産の制限（土地家屋：要保護者向けリバースモーゲージに準拠：固定資産評価額 500 万円以下・預貯金：225 万円以下）
- ・身寄りが無いことが大前提
- ・収入・資産が一定額を上回る人や、身寄りのある人については、法律専門家の窓口（弁護士会や司法書士会など）の情報を提供



5、 支援の内容

① 終活課題についての相談

葬儀・納骨・死亡届出人・リビングウィルについて相談を受け、解決に必要な情報を提供する。必要に応じ、専門家による相談も案内する。

② 支援プランの策定と保管

解決策について、一緒に支援プランを立て、これを保管する、また、リビングウィルも希望により任意書式の書面を保管する。

登録カードを携帯してもらうとともに、登録証を室内に置いてもらう。

③ 終活課題の解決に向けた連携・支援

支援プランに基づいて、本人の入院・入所・死亡などの局面ごとに、あらかじめ指定された関係機関・協力事業所・知人などに速やかに連絡し、連携して終活課題の円滑な解決に向けた支援を行う。

6、 メリット

ご本人・・・ひとり暮らしで身寄りがなく経済的なゆとりがなくても自分の意思が実現できる
過剰な費用負担をすることなく余剰金は、今の生活に生かせる
安心が確保できる

地域の市民・・・身寄りも、ゆとりもない人が亡くなった後の、地域の住民が担う様々な負担を大幅に軽減できる

市・・・無縁納骨堂に納める遺骨が減る
本人が予約済みなので、葬祭費の支出がなくなる
地域からの苦情が減る

<終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」の概要>

1、目的

これまでのエンディングプラン・サポート事業を発展的に解消して、新たな取り組みを開始。

ご本人が倒れた場合や亡くなった場合に、せっかく書いておいた終活ノートの保管場所や、お墓の所在地さえ分からなくなる事態が起きています。横須賀市では、こうした「終活関連情報」を生前、ご登録いただき、万一の時、病院・消防・警察・福祉事務所や、本人が指定した方に開示し、本人の意思の実現を支援すること、また、死後に身元や引き取り先が分からない事態を減らすことを目的とします。



2、事業開始日

平成 30 年 5 月 1 日

3、登録できる人

希望する市民であれば、所得、資産の制限、親族の有無の制限など一切不要、誰でも登録可能

4、登録できる内容（本人の意思で、追加・削除も含め自由に選択できます）

- ・本人の氏名、本籍、住所、生年月日
- ・緊急連絡先
- ・支援事業所等
- ・かかりつけ医師やアレルギー等

- ・リビングウィルの保管場所・預け先
- ・エンディングノートの保管場所・預け先
- ・臓器提供意思
- ・葬儀や遺品整理の生前契約先
- ・遺言書の保管場所と、その場所を開示する対象者の指定
- ・墓の所在地
- ・本人の自由登録事項

*登録内容は書面のみで保管、保管期間は基本的に死後 33 年間、個別に必要なに応じて延長する
5、登録の開示

(1) 生前開示

生前、当事者が認知症や意識障害などを契機に、登録内容を伝えられなくなったと確認できた場合は、医療機関、消防署、警察署、福祉事務所、および本人が指定した者からの照会に対して、遺言書の保管場所と墓の所在地を除く登録情報を開示します。

(2) 死後開示

- 1、遺言書の保管先については、本人の死後、本人が指定した者に対してのみ開示します。
- 2、墓の所在地については、本人の死後、納骨、墓参希望の全ての第3者に開示します。

*登録費用は無料

6、事業の予算額・・・17万3千円（平成30年度）

<所 感>・・・井手瀬絹子

NHK のニュース番組で神奈川県横須賀市が本年 5 月 1 日から、人生の最後に向けて自ら準備する「終活」を支援するため、自分の墓の所在地などを市に事前登録する「終活情報登録伝達事業」（通称＝わたしの終活登録）を始める事を知り、私は終活支援を行政が行う事に驚くと同時に、一人暮らしや子供がいないことで身寄りのない高齢者、また、身寄りがあっても頼れる人がいない高齢者にとってこの事業は救いの神のように思い、早速勉強させていただいた次第です。

国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計」を 1 月に公表、2040 年の全世帯数は 5076 万世帯、そのうち単身世帯 1994 万世帯の約 4 割を 65 歳以上が占めるとの予測を示しました。2040 年には 65 歳以上の高齢者は約 3868 万人とピークを迎えるとみられます。これは、人口の 2.8 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上で、街に高齢者が溢れる数字です。両親と子どもというファミリー層がスタンダードだった時代から高齢の一人暮らし時代へと大きな転換期を迎えようとしています。「わたしの終活登録」は自分が入る予定の墓の他、遺言書の保管場所、葬儀や遺品整理の生前契約先など 10 項目を登録できます。これまで実施していた「エンディングプラン・サポート事業」と大きく違うところは、希望する市民は誰でも登録できることです。費用は無料、認知症など特別な事情がある場合は親族や後見人、知人などが代理で登録もできます。個人情報漏洩を防ぐため、登録内容は書面のみで保管。保存期間は基本的に死後 33 年間ですが個別に必要なに応じて延長できます。登録した内容は本人の死亡後、医療機関や警察、消防などの照会があった際に開示します。本人があらかじめ開示先の人を指定することもでき、遺言書の保管先は指定者にのみ知らせます。本人の死亡後、市が病院や警察などからの照会に応じて登録内容を代わりに開示することで、高齢者の一人暮らしが増える中、死後に身元や引き取り手が分からなくなる事態を減らす効果があります。

本市では、終活支援の一環として、「終活ノート」を作成し 6 月より配布していただいています。せっかく岡崎市が作成した終活ノートがあっても、全ての人の意思を確実に伝えていくことは、

難しいと考えます。横須賀市の「わたしの終活登録」は、高齢者と市と葬儀社の3社が情報を共有することで、より確実に、また、一人でも多くの人の意思を伝える効果があります。それだけではありません。生活にゆとりが無くても「葬式代は自分で」と、コツコツためている人は多いと思います。ただし、緊急入院したり突然亡くなったりした場合、個人情報保護の観点から契約していた葬儀社があっても亡くなった連絡はいきません。一方、身寄りのない孤独死のケースは、通帳に残金があっても引き出すことはできず、生活保護制度に準じた「葬祭費」が公金から支出されます。「わたしの終活登録」が増えればその種の支出が減ることにもなります。メリットは、何よりご本人の生前の意思が実現できること、そして、亡くなったことで民生委員等地域住民が担う様々な負担を軽減でき、民間事業者も支援し事業が促進できます。そして、市は市民の尊厳を守り、葬祭関係の支出を抑えることができます。

費用も多くかからないことから、「導入についての検討は可能」と、市の回答をいただきました。早期実現に向け努力してまいります。

<所感>・・・畑尻宣長

横須賀市の終活支援「エンディングプラン・サポート事業」について学ばせて頂きました。以前、遺言書を残したいとして、公正証書を作成したことがあります。その方は、お姉さんが三重県に住んでいるため、お互いが高齢ということもあり助け合うことが出来ない為、最後は、近くの信頼のおける方にすべてを託したいということで、遺言を作成しました。少し資産がありましたので、余裕をもって出来ましたが、すべてそういう方々ばかりではありません。そんな中、横須賀市での取り組みは、身寄りのない一人暮らしの高齢者にとって安心して最後を迎えられるのではないかと思います。

全国では、無縁仏は、10年間で倍増しており、全国平均では30人に1人の割合だが、大阪市に至っては、9人に1人という割合となっている。身元が分かっている、死を看取られていても、遺骨の引取手がない、という方々が急増している。そこに目を背けてはいけない問題であると考えられました。きっかけとなった出来事がありました。独居死亡者の自宅で遺書が発見された。遺書には「私、死亡時15万円しかありません。火葬無縁仏にしてもらえませんか、私を引きとる人がいません」ということでした。しかし、男性の意思は生かされませんでした。預金をおろせる親族がいない為であります。誰も生前意思を聞いていない為、本人のお金は生かせず、市は費用負担をしている状況をなんとか出来ないかということで、2つの事業が始まりました。

ひとつは、平成27年度からはじまった「エンディングプラン・サポート事業」です。ゆとりのない一人暮らしに限定し、所得、資産の制限があります。なにより身寄りがないことが大前提です。市役所が登録申請、同意書を取ります。生前契約として葬儀社が、最低費用で、死後事務委任契約を締結し、死後、契約を納骨まで履行するという流れになります。事前に登録することを市役所がわかっていることで、生前契約している葬儀社へ必ず連絡を入れることが出来るというものです。この仕組みにより、本人の意思が確実に履行されることと、民間の葬儀社の協力も得ながら行えることがとても良いと思いました。ご本人さんにとっても市が関与することでの安心感も得られるのではないのでしょうか。そのように感じました。

ふたつ目は、平成30年開始の「わたしの終活登録」事業です。元気なうちに、所得、資産の制限、親族の有無の制限などは、一切不要で、終活情報だけを市に登録して、いざという時に、必要な人に答えるというものです。登録できる項目は11項目です。①本籍・筆頭者、②緊急連絡先、③支援事業所、終活サークルなど、④医師、薬、アレルギー、⑤リビングウィルの保管場所、⑥エンディングノートの保管場所、⑦臓器提供に関する意思表示、⑧葬儀・納骨の生前契約、献体

の生前契約、⑨遺言書の保管先、⑩お墓の所在地、⑪その他、自由登録、の11項目です。ご本人が、例えば、倒れて入院、徘徊して保護されたなどの緊急時に、病院、警察、消防、福祉事務所、指定者から、市に問い合わせが入ると、回答することになります。そのことで、個人の努力や意思に報いていくことが出来るということです。それは、市としては、無縁納骨堂の遺骨が減る、租税（葬祭関係）支出が減るというメリットがあり、民間事業者は顧客満足度が上がり、地域住民は、地域で担う様々な負担が大幅に軽減できるというメリットがあり、一番は、ご本人の尊厳が保たれるというところにこの事業の最大の効果があるのだと感じました。早く、本市でも取り入れ、多くの市民の皆さんの、安心感に繋げていきたいと考えています。

<所 感>・・・野島さつき

本年5月1日から始まった横須賀市の「わたしの終活登録」は、人生の最期に向けて自ら準備をする「終活」を支援するため、市民が自分の墓の所在地などの“終活関連情報”を市に事前登録し、万一の時、病院・消防・警察・福祉事務所や本人が指定した方に開示し、本人の意思の実現を支援する事業です。希望する市民は誰でも登録でき、費用は無料です。認知症など特別な事情がある場合は、親族や後見人などが代理で登録できます。個人情報への漏洩を防ぐため、登録内容は書面のみで保管されます。

横須賀市では、2015年7月より、「エンディングプラン・サポート事業」をスタートさせています。これは、独居で月収が16～18万円以下、預貯金が100万円以下程度の高齢者が対象で、生前に葬儀会社と契約を結んでもらい、望みの葬式を上げてもらう仕組みです。市は利用希望者に葬儀社を紹介。宗派や納骨先、リビングウィルについての事前意思表示などを決め、公費火葬額の20万6千円を上限に契約を結び、本人が自費で支払をします。契約内容は自宅に掲示し、本人にもカードを携帯してもらいます。緊急事態の際に市役所か葬儀社に問い合わせることで、本人が希望した支援プラン（供養ごと）が実現される流れになっています。年間100件超の相談を受ける中で、心配を抱えているのは独居の高齢者だけではないと感じ、今回の「わたしの終活登録」の取り組みに一定の需要があると判断したそうです。

横須賀市では、毎年50～60人が孤独死しているといわれています。ひとり暮らしの高齢者は1万人を超え、その2割が生活保護受給者とのことです。また3世代同居の減少や家族の墓の核化など社会情勢の変化に伴い、住民登録があり看取られていても引き取り手のない御遺骨も急増しているといわれています。最近「終活ノート」等も市販されており、セミナーなども開催されているので、自分の最期について考える人も増えてきているようですが、そのノートがどこにあるのか分からなければ用をなしません。元気なうちに市に登録しておくことで、人生の最期を自分の意思で決めることができ、安心して暮らすことができます。

今回の視察で一番心を打たれたのは、担当課長の「誰も、ひとりにさせない」との深い思いです。「エンディングプラン・サポート事業」のきっかけは、70代後半の男性の孤独死でした。書き置きがたんすの上の箱の中から見つかりました。そこには、「生活福祉課長様 私し死亡の時 15万円で火葬 無いん仏にしてもらいせんか 私を引取る人がいません あにとぞお願い致します」とありました。男性はがんを患い、自宅で療養しており、生活は楽ではなかったと思いますが、最期のときのために何とかためた15万円だったのでしょう。しかし、そのお金は相続人以外は使えません。結局、男性は公費で火葬され、彼の意思は生かされませんでした。担当課長は、切ない状況に胸が詰まる思いだったと言われました。自分の最期が決まっていなくて、人は不安になります。どんな葬儀にするか、墓はこんなところで、と決めてしまえば気持ちは楽になります。その気持ちに寄り添う事業が「わたしの終活登録」であると。

本市においては、本年民間事業者と共同で「終活ノート」を作成いたしました。延命治療や終末医療、介護、自身の葬儀についての意思を残す事ができます。せっかく努力して「終活ノート」を用意しても所在がわからず無駄になってしまうことの無いよう、ぜひ登録制度を導入していただきたいと思ひます。

以 上